

改正

令和2年4月1日要綱第11号

坂出市工事中間前金払認定事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、坂出市工事請負契約約款（平成18年坂出市要綱第8号）第34条第4項の規定による中間前金払に係る認定に関する事務取扱について、必要な事項を定めるものとする。

(認定方法)

第2条 市長は、受注者から中間前金払認定申請書（様式第1号）および工事履行報告書（様式第2号）の提出があり、坂出市契約規則（昭和40年坂出市規則第2号）第36条第3項（坂出市下水道事業会計規則（令和2年坂出市規則第20号）第94条において準用する場合を含む。）に掲げる要件に該当すると認めるときは、速やかに中間前金払認定書（様式第3号）を受注者に交付するものとする。

(その他)

第3条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則（令和2年4月1日要綱第11号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

様式第2号（第2条関係）

様式第3号（第2条関係）